



岡山市歯科医師会

# 社保伝達講習会

令和6年5月29日(水)・6月5日(水)・12日(水)  
岡山県歯科医師会 もも丸ホール

Step1

## 施設基準(口管強)

を取得しましょう

### 新たな施設基準

かかりつけ機能強化型歯科診療所



口腔管理体制強化加算【口管強】

主なハードル(抜粋)

過去1年間に

・SPTかP重防・・・計30回以上

・エナメル質初期う蝕管理料か根面う蝕管理料・・・計12回以上

・【口腔機能低下症】【口腔機能発達不全症】で  
歯管、実地指の口腔機能指導加算、小児口腔機能管理料、  
口腔機能管理料か歯リハ3・・・計12回以上

ア. AED  
イ. パルスオキシメーター  
ウ. 酸素供給装置  
エ. 血圧計  
オ. 救急蘇生セット  
カ. 歯科用吸引装置

過去1年間に

・訪問診療料または訪問を他の医療機関に依頼した回数が5回以上  
・連携する歯科訪問診療を行う別の医療機関や地域の在宅医療の相談窓口  
とあらかじめ協議し、歯科訪問診療に係る十分な体制が確保されていること

追加

### 口腔管理体制強化加算(口管強)

ハードル1

過去1年間にSPT又はP重防をあわせて30回以上算定していること。

「そもそもSPTなんて3月に1回しか算定できないから算定したくない」

口管強の施設基準で毎月SPTの算定が可



SPTは1歯でもSRPを行っていれば、3回目の歯周病検査後、算定可能です。

P重防は2回目の歯周病検査後、算定可能です。

## 口腔管理体制強化加算(口管強)

### ハードル2

過去1年間に歯科疾患管理料(口腔機能発達不全症又は口腔機能低下症の管理を行う場合に限る。)、歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料又は歯科口腔リハビリテーション料3をあわせて12回以上算定していること。

「そもそも咀嚼能力測定器も舌圧測定器も持ってないし・・・」

- ① 50歳以上でチェックリストに3つ該当したら「口腔機能低下症」病名で歯管の算定可
- ② 小児口腔機能管理料はとくに機器は用いずに算定可能
- ③ ①②ともに上記病名で実地指の口腔機能指導加算+10点の算定可(機器は不要)

5

## 口腔管理体制強化加算(口管強)

### ハードル3

歯科訪問診療1,2,3の算定回数と歯科訪問診療を在宅療養支援歯科診療所1,2,に依頼した回数があわせて5回以上

回数が足りないし・・・」

(追加)

地域の在宅医療の相談窓口とあらかじめ協議し、歯科訪問診療に係る十分な体制が確保されていること。

県歯の「往診サポートセンター」

6

## 口管強のメリット

歯科疾患管理料 長期管理加算 :

口管強の届け出を行っている歯科診療所: +120点  
その他の保険医療機関: +100点

根面う蝕管理料 : 口腔管理体制強化加算: +48点

エナメル質初期う蝕管理料 : 口腔管理体制強化加算: +48点

機械的歯面清掃処置 :

根面う蝕管理料、エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定する患者 ⇒ 毎月算定可

SPT : 口腔管理体制強化加算: 120点

毎月算定可⇒その後に移行したP重防も毎月算定可

口腔機能管理料、小児口腔機能管理料 :

口腔管理体制強化加算: +50点

7

Step2

## 口腔機能管理

に取り組みましょう

8

## 小児口腔機能管理料 口腔機能管理料

	点数	口管強なし:○ 口管強あり:○と●		
		1月目	2月目	3月目
小児口腔機能管理料 口腔機能管理料	60点	○	○	○
口腔管理体制強化加算	+50点	●	●	●
歯リハ3 (月2回) 1 口腔機能発達不全症 2 口腔機能低下症	50点	○ ○	○ ○	○ ○
		口管強なし	160	160
		口管強あり	210	210

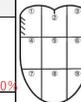
いずれかの病名があれば  
実地指に  
口腔機能指導加算 +10点 (施設基準不要)  
ただし歯リハ3と指導内容が重複する日は不可

口管強のメリット: +50点が算定可能 9

## 口腔機能管理料

計測日 年 月 日

下位症状	検査項目	該当基準	検査値	該当
①口腔衛生状態不良	舌背上の微生物数	3.162 × 10 <sup>6</sup> CFU/mL 以上	CFU/mL	□
	舌苔の付着程度	50%以上	% 9点=50% 10点=56% 11点=61% 12点=67% 13点=72% 14点=78% 15点=83% 16点=89% 17点=94% 18点=100%	
②口腔乾燥	口腔粘膜潤湿度	27 未満		□
	唾液量	2g/2 分以下	舌下部にガーゼを置いて重量増を調べる	
③咬合力低下	咬合力検査	350N 未満 (デンタルプレスケールII・フィルタあり)	N	□
		500N 未満 (デンタルプレスケールII・フィルタなし)		
		200N 未満 (デンタルプレスケール)		
残存歯数		375N 未満 (Oramo-bf)		本
		20 本未満		10



## 口腔機能管理料

④舌口唇運動機能低下	オーラルディアドコキネシス	どれか1つでも、 6回/秒未満	「バ」 回/秒 「タ」 回/秒 「カ」 回/秒	□
⑤低舌圧	舌圧検査	30kPa 未満	ペコバンダH(黄色)を代用 kPa	□
⑥咀嚼機能低下	咀嚼能力検査	100mg/dL 未満	グルコセンサー mg/dL	□
	咀嚼能率スコア法	スコア 0, 1, 2		
⑦嚥下機能低下	嚥下スクリーニング検査 (EAT-10)	3 点以上	点	□
	自記式質問票 (聖隷式嚥下質問紙)	A が 1 項目以上		

該当項目が3項目以上で「口腔機能低下症」と診断する。 該当項目数: \_\_\_

11

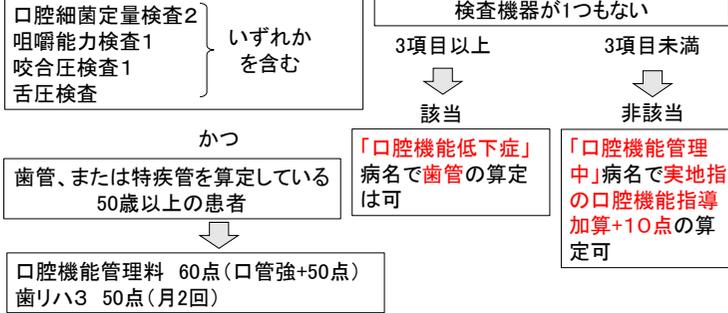
## 聖隷式嚥下質問用紙

	A (4点)	B (1点)	C (0点)
1. 肺炎と診断されたことがありますか?	<input type="checkbox"/> 繰り返す	<input type="checkbox"/> 一度だけ	<input type="checkbox"/> なし
2. やせてきましたか?	<input type="checkbox"/> 明らかに	<input type="checkbox"/> わずかに	<input type="checkbox"/> なし
3. 物が飲み込みにくいと感じることがありますか?	<input type="checkbox"/> しばしば	<input type="checkbox"/> ときどき	<input type="checkbox"/> なし
4. 食事中にむせることがありますか?	<input type="checkbox"/> しばしば	<input type="checkbox"/> ときどき	<input type="checkbox"/> なし
5. お茶を飲むときにむせることがありますか?	<input type="checkbox"/> しばしば	<input type="checkbox"/> ときどき	<input type="checkbox"/> なし
6. 食事中や食後、それ以外の時にもどがゴロゴロ (腹がからんだ感じ) することがありますか?	<input type="checkbox"/> しばしば	<input type="checkbox"/> ときどき	<input type="checkbox"/> なし
7. のどに食べ物が残る感じがすることがありますか?	<input type="checkbox"/> しばしば	<input type="checkbox"/> ときどき	<input type="checkbox"/> なし
8. 食べるのが遅くなりましたか?	<input type="checkbox"/> たいへん	<input type="checkbox"/> わずかに	<input type="checkbox"/> なし
9. 硬いものが食べにくくなりましたか?	<input type="checkbox"/> たいへん	<input type="checkbox"/> わずかに	<input type="checkbox"/> なし
10. 口から食べ物がこぼれることがありますか?	<input type="checkbox"/> しばしば	<input type="checkbox"/> ときどき	<input type="checkbox"/> なし
11. 口の中に食べ物が残ることがありますか?	<input type="checkbox"/> しばしば	<input type="checkbox"/> ときどき	<input type="checkbox"/> なし
12. 食物や酸っぱい液が胃からのどに戻ってくることはありませんか?	<input type="checkbox"/> しばしば	<input type="checkbox"/> ときどき	<input type="checkbox"/> なし
13. 胸に食べ物が残ったり、つまった感じがすることがありますか?	<input type="checkbox"/> しばしば	<input type="checkbox"/> ときどき	<input type="checkbox"/> なし
14. 夜、眠て醒れなかったり、目覚めることがありますか?	<input type="checkbox"/> しばしば	<input type="checkbox"/> ときどき	<input type="checkbox"/> なし
15. 声がかすれてきましたか? (がらがら声、かすれ声など)	<input type="checkbox"/> たいへん	<input type="checkbox"/> わずかに	<input type="checkbox"/> なし

12

## 口腔機能低下症

①～⑦のうち3項目以上該当で、口腔機能低下症  
(①～⑦を実施するのが望ましい)



13

## 歯科口腔リハビリテーション料

訪問診療でも算定可

### 3 歯科口腔リハビリテーション料3【歯リハ3】

(1口腔につき)

#### 1 口腔機能の発達不全を有する18歳未満の患者の場合月2回限り 50点

- ・小児口腔機能管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定する患者
- ・口腔機能の獲得を目的として、療養上必要な指導及び訓練を行った場合に算定する

#### 2 口腔機能の低下を来している患者の場合 月2回限り 50点

- ・口腔機能管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定する患者
- ・口腔機能の回復又は維持を目的として、療養上必要な指導及び訓練を行った場合に算定する

摂食機能療法を算定した日は、歯科口腔リハビリテーション料3は算定できない<sup>14</sup>

## 歯リハ3 口腔機能低下症の症状と訓練の例 (令和5年4月日本歯科医学会)

症状	状態
栄養状態	摂取可能食品、摂取食品の多様性の評価・指導 食事の内容と食形態の評価・指導 お食事手帳や食事記録アプリを活用した食事指導
口腔衛生状態不良	舌ブラシを用いた舌の清掃指導
口腔乾燥	唾液腺マッサージ 口腔体操 含嗽・口腔保湿剤の指導
口唇の運動機能の低下	「パ」の繰り返し発音訓練 口唇の運動訓練(口角牽引、口唇突出) 吹き戻し(ピロピロ笛)を用いた訓練 無意味音節連鎖訓練
口唇の筋力の低下	抵抗訓練(りっふるトレーナー(松風)・ポタンブル訓練など) 頬のふくらまし訓練
舌の運動機能の低下	可動訓練 舌の運動訓練(前方や左右への突出運動など) 構音訓練 無意味音節連鎖訓練 早口言葉 「タ」「カ」の繰り返し発音訓練
舌の筋力の低下	抵抗訓練(ペコぼんだ(ジェイ・エム・エス)など) 舌圧測定器を用いた訓練
咬合力・咀嚼機能の低下	チューインガムやグミゼリーなどを用いた咀嚼トレーニング 咀嚼回数増加等の咀嚼指導 摂取食品多様性の増加の指導 歯ごたえのある食事の摂取等の食事指導
嚥下機能の低下	嚥下体操 開口訓練 頭部挙上訓練 嚥下おでこ体操 嚥下の間接(食物を用いない)訓練 嚥下の直接(食物を用いる)訓練

15

## 咀嚼能力検査、咬合圧検査 舌圧検査、口腔細菌定量検査

1:口腔機能低下症の患者・・・3月に1回  
2:顎変形症の手術を行う患者・・・手術前1回に限り 手術後は6月に1回限り

施設基準  
あり

- 1 咀嚼能力検査1 140点
- 2 咀嚼能力検査2 140点

施設基準  
あり

- 1 咬合圧検査1 130点
- 2 咬合圧検査2 130点

舌圧検査 3月に1回(従来通り) 1回につき140点

施設基準  
あり

- 1 口腔細菌定量検査1【口菌検1】月2回に限り1回につき 130点
- 2 口腔細菌定量検査2【口菌検2】 3月に1回限り 65点

16

Step3

## フッ化物応用

に取り組みましょう

17

## フッ化物応用

根面う蝕管理料 30点

エナメル質初期う蝕管理料 30点

### フッ化物歯面塗布処置 (中2レセプト)

1 う蝕多発傾向者 110点

2 根C (110点) → 80点

根面う蝕管理料を算定した患者に対し...

3 Ce (130点) → 100点

エナメル質初期う蝕管理料を算定した患者に対し...

必ず管理料を算定してから

18

## 根面う蝕管理料【根C】

	点数	口管強なし:○ 口管強あり:○と●			
		1月目	2月目	3月目	4月目
F局【根C】(3月に1回)	80点	○			○
根面う蝕管理料	30点	○	○	○	○
口腔管理体制強化加算	+48点	●	●	●	●
歯清(原則2月に1回)	72点	○	●	○	●
	口管強なし	182点	30点	102点	110点
	口管強あり	230点	150点	150点	230点

口管強のメリット: +48点が算定可能  
歯清が毎月算定可能

19

## エナメル質初期う蝕管理料【Ce】

	点数	口管強なし:○ 口管強あり:○と●			
		1月目	2月目	3月目	4月目
F局【Ce】(3月に1回)	100点	○	●	●	○
エナメル質初期う蝕管理料	30点	○	○	○	○
口腔管理体制強化加算	+48点	●	●	●	●
歯清(原則2月に1回)	72点	○	●	○	●
	口管強なし	202点	30点	102点	130点
	口管強あり	250点	250点	250点	250点

口管強のメリット: F局(Ce)が毎月算定可能  
+48点が算定可能  
歯清が毎月算定可能

20

Step4

その他  
として

21

## 歯科診療特別対応加算1, 2, 3

歯科診療特別対応加算1 +175点  
歯科診療特別対応加算2 +250点  
歯科診療特別対応加算3 +500点



感染症や新型インフルエンザを抜きに考えると  
大きな変更点は3つだけ

22

## 歯科診療特別対応加算1, 2, 3

従来の「脳性まひ、知的発達障害、呼吸器疾患、重度認知症」等に加え……

追加

ホ 人工呼吸器を使用している状態又は気管切開等…  
へ 強度行動障害の状態…

歯科診療特別対応加算1 +175点

歯科診療特別対応加算2 +250点

特別な技法を用いた場合…再診時也可

診療時間が1時間  
を超えた場合



30分又はその端数を増すごとに、+100点を更に加算

23

## 診療情報等連携共有料

3月に1回 120点

全身的な管理が必要な患者

診療情報等連携共有1 医科や保険薬局に情報提供を求める

診療情報等連携共有2 医科からの求めに応じて情報提供をする

周術期の管理報告書はこちらを活用しましょう

※ 診療情報提供料(I)(同一の保険医療機関に対して紹介を行った場合に限り。)を算定した月は、別に算定できない

24

## 周術期等口腔機能管理

### 周術期等口腔機能管理料 (I)

がん等に係る手術( **歯科疾患に係る手術については、入院期間が2日を超えるものに限る。**)

がん等に係る放射線治療、化学療法、  
**集中治療室における治療**又は緩和ケア  
を実施する患者で...

入院中以外 ⇨ 周術期等口腔機能管理料(Ⅲ) 200点

入院中 ⇨ 周術期等口腔機能管理料(Ⅳ) 200点

周計から6月を超えたら、**長期管理加算 +50点**を算定できる

### 周術期等専門的口腔衛生処置1 1回につき100点【術口衛1】

↳ 周(Ⅰ)の場合、自院に通院してくる患者も算定可になった  
周(Ⅲ)の場合、従来通り、通院患者も月2回まで算定可

25

## 口腔内装置 【OAp】

又 外傷歯の保護を目的として製作した口腔内装置

### 対象患者

18歳未満の患者であって、外傷歯に係る受傷から1年以内であり、  
暫間固定等を行った患者

	口腔内装置2	装着料	調整料	修理
日常生活時用	800点	30点	120点	234点
運動時用	800点	30点	120点	234点

2つそれぞれ製作することも可  
同時セットの場合：**830点×2**

↑ ↑  
月1回のみ算定可

26

## 機械的歯面清掃処置 【歯清】

2月に1回に限り 72点

↓  
毎月算定可

- ① **歯科診療特別対応加算**を算定する患者
- ② **根C**管理料の口管強加算を算定する患者
- ③ **Ce**管理料の口管強加算を算定する患者
- ④ **妊婦**
- ⑤ **糖尿病患者**(医科から文書提供が必要)

} 追加

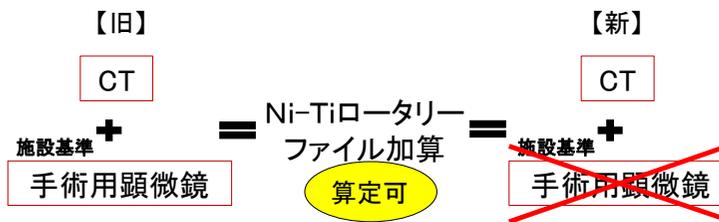
②③: 同月に「根C管」、「Ce管」の算定がなくても  
同一初診中1回でも算定があれば毎月の歯清の算定可

27

## Ni-Tiロータリーファイル加算 +150点

加圧根管充填処置(3根管以上)213点  
に対して...

歯科用3次元エックス線断層撮影装置を用いて根管治療を行った場合であって...  
Ni-Tiロータリーファイルを用いて根管治療を行った場合に、...



28

**施設基準あり** クラウン・ブリッジ維持管理料 **【補管・維持管】**

4分の3冠  
5分の4冠  
全部金属冠  
レジン前装金属冠

補管の算定不可  
「2年しぱり」も廃止

充填

2年未満

**【歯の終末期医療】**

「再装着も厳しいし・・・  
抜歯かなあ？」

「あまりもたないか  
もしれませんよ」

Br

2年未満

29

大臼歯に CAD/CAM冠(Ⅲ)  
CAD/CAMインレー

を算定する場合の要件

条件1	対側に大臼歯による咬合支持がある	【対側の例】 
条件2	① 同側に大臼歯による咬合支持がある ↓ ない場合	【同側の例】 
	② 補綴部位の対合歯が欠損、 かつ補綴部位の近心側隣在歯までの咬合支持あり	【同側の例】 欠損 

二 大臼歯にCAD/CAM冠用材料(V)を使用する場合 第3大臼歯でも可

30

**まとめ**

**CAD/CAMインレー**  
小臼歯は無条件でOK  
大臼歯は前のスライドの条件でOK(智歯は不可)  
金属アレルギーの場合は全ての大臼歯でOK

**CAD/CAM冠**  
前歯・小臼歯は無条件でOK

大臼歯の場合

- CAD(Ⅲ): 前のスライドの条件でOK(智歯は不可)
- CAD(Ⅲ): 金属アレルギーの場合は全ての大臼歯(智歯含む)でOK
- CAD(V)  
エンドクラウン } 全ての大臼歯(智歯含む)でOK

31

**延長ブリッジ**

隣接歯の状況等からやむをえず延長ブリッジを行う場合は、側切歯及び小臼歯1歯のみ認められる

隣接歯等の状況からやむをえず、**支台歯1歯の接着ブリッジによる延長ブリッジを行う場合は**、切歯(上顎中切歯を除く。)の1歯欠損症例において、支台歯を生活歯に求める場合に限り認められる

試適の算定は可  
仮着の算定は不可

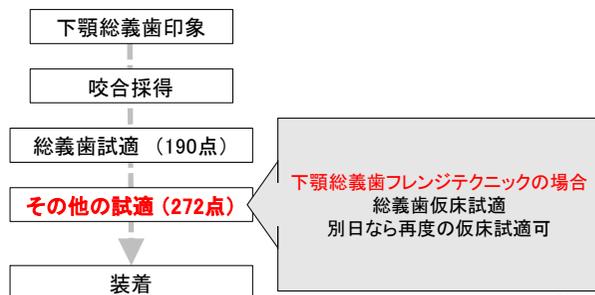
32

## 仮床試適

1床につき

3 総義歯 190点、4 その他の場合 272点

下顎総義歯を新製時するにあたってフレンジテクニックを使用した場合、再度の仮床試適が算定できる



33

## 磁性アタッチメント

1個につき

- 1 磁石構造体を用いる場合【マグ】 (260点) → **460点**
- 2 キーパー付き根面版を用いる場合【RCK】 (350点) → **550点**

※ 磁石構造体が装着された有床義歯において、磁石構造体がダツリした場合で再度磁石構造体を有床義歯に装着した場合は、義歯修理の所定点数で算定

※2個の磁石構造体の再装着を行った場合、有床義歯修理×2として算定して差し支えない。

34

施設基準あり

## 歯科技工士連携加算【歯技連】

ICTの活用を含め歯科医師と歯科技工士が連携した場合の評価を新設

リアルタイムであれば院内でも委託でも連携があれば良い

- 1 歯科技工士連携加算1【歯技連1】 +50点  
歯科技工士とともに対面で行った場合

施設基準

歯科技工士を配置していること又は他の歯科技工所との連携が確保されていること

- 2 歯科技工士連携加算2【歯技連2】 +70点

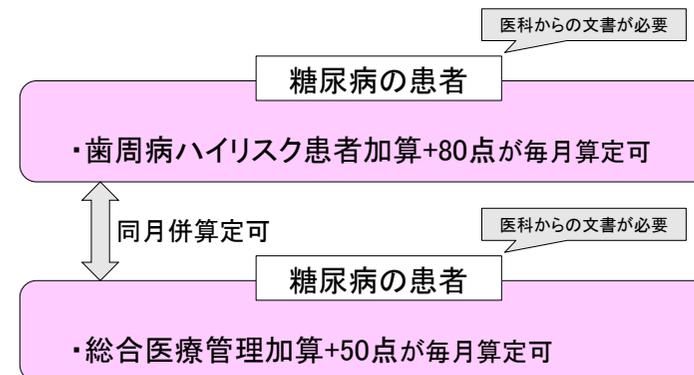
歯科技工士とともに情報通信機器を用いた場合

施設基準

- ・ 歯科技工士を配置していること又は他の歯科技工所との連携が確保されていること
- ・ 情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること

35

## 歯周病安定期治療【SPT】



36

お疲れ様でした